

北海道科学大学

平成 27 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

北海道科学大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、北海道科学大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的は「北海道科学大学の基本姿勢」にのっとり、「ヒューマニティとテクノロジーの融合」を基本理念として据えて、「高い応用能力と健全な心身を備え、得意分野で輝きながら活躍できる人材の育成」「北海道及びわが国の活性化を実質的に支援する」と学則に明確に述べられている。これらのことは、大学の長期目標としての「10年後のあるべき姿」と中期目標の「5年後の達成目標」や、三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）にも反映されており、役員、教職員に支持されている。

平成26(2014)年4月に北海道科学大学へ名称変更する際には、基本姿勢の一部を見直すなど適切に対応している。

「基準2. 学修と教授」について

大学はアドミッションポリシーを各学部、各学科及び研究科について定め、入試要項をはじめ、さまざまな媒体を通して周知し、教育研究の特色とともに伝える努力を行っている。

教育課程編成方針を明確にした上で学部、学科ごとのディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを定め、大学ホームページや在学生情報サイト上に公開している。授業内容や方法の改善のため、組織的に検討する一方、教員相互の授業公開・参観を実施するなど、教授方法の工夫・開発に取り組んでいる。学生個別の学修状況と意識調査は、大学全体として組織的に個別面談を毎期行い、履修計画及び卒業までの到達目標の立案・目標設定などの学生生活全般の相談の場として実施されている。

大学は現在、キャンパス再整備計画に基づき、耐震診断に即した校舎建替えが進行しており、快適な教育環境を提供するための取り組みを行っている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

法人の寄附行為、諸規則及び大学の諸規則は、学校教育法、私立学校法、設置基準に則して定められており、教職員はこれらの法律や規則を遵守している。環境保全への配慮として、「北海道科学大学環境マネジメントシステムに関する基本規程」及び関連規則を定めて積極的に環境問題への取り組みを行っている。理事会及び評議員会の運営を円滑に行うため常任理事会を設置し、理事会による決定を要する重要事項を除き審議・決定し理事会に報告している。大学は学長のリーダーシップを発揮するための補佐体制として新たに「企画運営会議」を設置し、学長は「全学教授会」「研究科委員会」「全学連絡調整会議」の議長

を務めることにより、全体の管理・運営が円滑に行われている。

法人全体の繰越消費収支差額は平成 25(2013)年度からのキャンパス再整備計画の事業開始によりマイナスとなったが、第 2 号基本金、第 3 号基本金の組入れを行っており財政基盤は良好な状況である。

「基準 4. 自己点検・評価」について

大学の使命・目的を果たすため、自主的・自律的な自己点検・評価を行うべく努力を行っており、「北海道科学大学自己点検・評価委員会規程」に基づき「自己点検・評価報告書」を作成してホームページに掲載し、学内外に公表している。「自己点検・評価委員会」では、指摘事項、課題を「自己点検評価レポート」としてまとめ、課題の学内共有を図っているほか、「外部評価委員会」を設置し、大学の諸活動に対し評価を受け、定期的に助言を受ける体制も整えている。大学は「自己評価報告書」「自己点検評価レポート」をもとに、毎年「自己点検・評価委員会」が当該年度の年次報告書を作成する仕組みを確立しており、「Double PDCA サイクル」として自己点検・評価の体制を整備している。

総じて、大学では建学の精神や使命・目的のもとに教育・研究活動が適切に行われ、学修と教授においても創意工夫され適切に運営されている。大学の経営・管理については、理事会、常任理事会、「運営協議会」「企画運営会議」「全学教授会」が個々の役割を果たすことにより円滑に行われている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

平成 26(2014)年 4 月に大学の名称を北海道科学大学に改めるとともに、「北海道科学大学の基本姿勢」の一部見直しを行っている。その中で建学の精神、基本理念、教育目的、教育指針、教育の特色が明文化され、簡潔な文章で明確に定められている。

また、この基本姿勢ののっとり、学則には、「ヒューマニティとテクノロジーの融合」を教育理念の中心に据えて「高い応用能力と健全な心身を備え、得意分野で輝きながら活躍

できる人材の育成」「北海道及びわが国の活性化を実質的に支援する」と具体的に目的及び使命を定めている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の個性・特色は、「北海道科学大学の基本姿勢」の基本理念の中に「ヒューマニティとテクノロジーの融合」「時代の要請に即したプロフェッショナル教育」「地域社会への貢献」と定め、明示している。人材養成に関する目的については、学部・学科、研究科・専攻ごとに定められている。また、「北海道科学大学学則」第1章第1条には、学校教育法第83条に照らして大学として適切な目的を掲げている。

平成 11(1999)年の開学 30 周年を機に 21 世紀社会への対応を意識し、建学の精神を改め、平成 19(2007)年には基本理念の見直しを含め、新たに基本姿勢を制定した。また、平成 25(2013)年度には大学の名称変更に先立ち、基本姿勢の一部を変更するなど変化に適切に対応している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的は、全教員参加の「全学教授会」を経て決定し、学則に規定するほか、法人の事業報告書に掲載するなど役員及び教職員の支持を得ている。

建学の精神、基本理念などは大学案内やホームページ上に掲載し、学内外に公表している。また、在学生に対しては、「教務ブック」に掲載しているほか、講義棟入口にも掲示し、周知を図っている。

使命・目的及び教育目的に整合した「長期目標：10年後のあるべき姿」と「中期目標：5年後の達成目標」を設定し、5か年の中期事業計画を策定している。また、使命・目的及び教育目的をより具体的に反映させた学部及び大学院の三つの方針も策定している。

大学の使命・目的を達成するために必要な教育研究組織を整備し、運営している。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

大学は建学の精神、学則、基本姿勢に定めた基本理念及び教育目的に基づいたアドミッションポリシーを学部・学科及び研究科ごとに明確に定めて、入試要項をはじめ、さまざまな媒体への掲載や催事において周知し、教育研究の特色とともに伝える努力をしている。

学部の入学者選抜はアドミッションポリシーにのっとり、AO 入試、推薦入試、外国人留学生入試、一般入試の 4 種類を設け、多様な受験生の受入れに対応するとともに、入試方法の改善にも努力している。AO 入試、推薦入試による入学予定者には入学前教育を行っている。

平成 20(2008)年度以降は入学者が漸減傾向にあったが、平成 26(2014)年度に学部・学科を大幅に改組した後は志願者が増加して入学定員を確保している。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

学則に基づいて教育課程編成方針を明確にした上で学部・学科ごとにディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを定め、更にカリキュラムフローやカリキュラムマップを大学ホームページや「教務ブック」で公表している。大学院においても研究科ごとにカリキュラムポリシーが定められ公表されている。

シラバスには科目の内容、授業計画、評価方法、学修の指示等を掲載し、更に成績評価と学修の質の保証の方法を記載した「本学の成績評価システムと学修の質の保証」を定め

学内外に公表している。履修登録上限単位数は適切に設定されている。

授業内容や方法の改善のために「カリキュラム編成会議」を定期的を開催し、組織的に検討する一方、FD(Faculty Development)活動も積極的に行っている。学生による「授業改善のためのアンケート」に加えて、教員相互の授業公開・参観を年2回行い、教授方法の工夫・開発に取り組んでいる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

学修・授業・学生生活の支援を担う部署として学生支援センターを設置し、教員・職員が連携しながら、学生支援を行っている。全学 FD 研修会に職員が出席するなど、教職員一体となった教育改革を行っている。

新入生の学力調査と、それに基づいた学修支援体制を整えている。数学の「学習支援室」を開設し、学生からの質問に対応する一方、国語については独自教材を用いた補習を行っている。

大学院学生を TA として学部教育の実験、実習及び演習の教育補助業務に従事させ、教員を支援するとともに本人の能力開発・向上を図っている。

「ポートフォリオ個別面談」、オンライン教育支援システム「HUS-Moodle」を活用した出欠管理、指導マニュアルの作成等、大学として組織的に留年、退学者対策を行っている。

【優れた点】

○留年、休学、退学の防止策として出欠管理にオンライン教育支援システムを利用するとともに、「クラス担任指導マニュアル」を作成して個別面談を每期行うなど、組織的に活動して効果を上げていることは評価できる。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、進級及び卒業・修了に関する基準は、学則及び大学院学則、「北海道科学大学における『成績評価と質の保証』のための基本フレーム」及び「北海道科学大学大学院における成績評価の基本フレーム」に定め、その内容を「北海道科学大学履修規程」及び「教

務ブック」に明示している。授業計画及び成績評価方法はシラバスに明示され、厳正に適用されている。協定大学における履修や、各種資格や TOEIC における規定スコアの取得に対して単位を認定している。

平成 26(2014)年度入学生から、GPA(Grade Point Average)を用いる成績評価と質の保証システムを導入し、GPA に基づく段階的な履修指導、注意喚起、警告、退学勧告という指導を行う体制を整えている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

キャリア支援については、教育課程内において就職活動に必要とされる実践的な授業科目として「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」を2年次後期と3年次前期に開講している。

教育課程外においても、コミュニケーション講座、就職マナー講座など多くの支援プログラムを開講し、学生の職業観の醸成とともに実力の涵養にも努めている。

就職支援センターはキャリア教育のための支援、就職に対する相談、助言、企業開拓を含む就職あっせんなど、学生の社会的・職業的自立に関する指導体制を整備している。また、キャリアコンサルティング資格保有者をキャリアアドバイザーとして2人配置し、意識の低い学生には対面によるきめ細かい就職指導を実施している。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

学生個別の学修状況と意識調査を「ポートフォリオ個別面談」で実施している。これに先立って、学生には「キャリアデザインサポートシステム」を通して現況についての入力を義務付けている。

FD 委員会が実施主体となり「授業改善のためのアンケート」を実施し、その結果については、担当教員がそれぞれコメントを付すことを義務化しており、コメントはアンケート結果とともに、全学生に公表しフィードバックしている。「授業改善のためのアンケート」と「学科による教育目的達成状況の点検改善」「学生自身の学習目標達成度の点検改善」を合わせて三つの PDCA サイクルから成る全学的学修評価・改善体制を整えている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

「学生支援センター」を設置し、学生サービスや厚生補導に関する業務を担当することによって、全学的見地に立ったサポート体制を構築している。学生生活の実態を把握するために「学生生活アンケート」を実施し、結果を在学生情報サイトで公表するなど学生生活の向上を推進するための取組みをしている。

学生の経済的支援として日本学生支援機構と、地方自治体や民間の奨学金制度を活用しているだけでなく、大学独自の奨学金制度を設けている。

精神的な悩みを抱える学生のための相談室として、専門カウンセラーを配する学生相談室を設置し、また学校医による相談日を設け、病気や身体的な悩みなどの健康に関する相談のために医務室を設置している。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

専任教員数は、設置基準に定められた必要数を十分に上回っており、保健医療学部では専門職養成のための指定基準を満たしている。

教員の採用及び昇格に関しては、「北海道科学大学教員の採用および昇格の選考に関する規程」「北海道科学大学大学院担当教員選考規程」「北海道科学大学大学院担当教員資格審査規程」に基づき行われている。教員の平均年齢はやや高いが、年齢バランスは概ね保たれている。

教学担当副学長を委員長とする FD 委員会を規則に基づき組織し、全学、学部、学科の各レベルで FD 活動を実施することによって教員の資質・能力向上に対する取組みを実施している。

教養教育支援のため「高等教育支援センター」を組織し、高等教育支援部門と学士課程教育支援部門で科目担当を分担している。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

キャンパスの校地・校舎の面積は、設置基準上の必要面積を上回り、図書館は適切な規模を有している。

施設・設備の安全性（耐震等）の確保について耐震診断に即した校舎建替え計画がキャンパス再整備計画として進行している。また、既存校舎においては各棟の連絡通路を拡充し、バリアフリーに対する配慮をしている。

授業時間割編成に当たり、授業内容・方法、前年度の履修人数、科目担当者の意向等を踏まえ、講義室の割当て及びクラスサイズの配慮など適切な取り組みを行っている。

管理する防火対策物の火災、震災、ガス災害を未然に防止し、人命の安全確保及び災害による被害を軽減することを目的として消防計画を定め、「防火・防災対策委員会」を設置している。また、毎年時期を定めて全学的な防火、防災訓練を実施している。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

学校法人は、寄附行為に「教育基本法及び学校教育法に従い私立学校及び私立各種学校を設置すること」と目的を掲げ、同法の趣旨に沿って堅実に運営することを表明している。

使命・目的達成のため法人本部は、将来に向けた中長期計画を作成するとともに、中長

期計画に基づく具体的な単年度ごとの事業計画を策定し、継続的な努力がなされている。

法人の寄附行為、諸規則及び大学の諸規則は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準に則して定められており、教職員はこれらの法律や規則を遵守している。

環境保全、人権、安全への配慮については、それらに関連する規則を制定し、冊子の配付による周知や定期的な訓練などの実施により実効的な対策がとられている。

学校教育法施行規則や私立学校法に定められている公表すべき教育情報及び財務情報については、ホームページで公表している。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

使命・目的を達成するため、理事会は寄附行為、「学校法人北海道科学大学理事会会議規則」に基づき年 3 回定例的に開催し、評議員会は寄附行為、「学校法人北海道科学大学評議員会会議規則」に基づき年 2 回定例的に開催している。また、必要に応じて臨時に開催し、概ね適切に運営されている。理事会及び評議員会の運営を円滑に行うため、寄附行為に基づき理事長、専務理事、常務理事、常勤の理事で構成する常任理事会を設置し、理事会による決定を要する重要事項を除き審議・決定し、理事会に報告している。

法人の管理運営及び将来計画、その他重要事項の策定に関しては、理事長の諮問機関として、「運営協議会」を設置し、理事長の諮問事項のほか理事会、評議員会に諮る重要案件を事前に協議し、提案内容を調整するとともに、全体の意見調整を行うなど戦略的に意思決定ができる体制を整備している。

【改善を要する点】

○決算の理事会承認後の金額修正に関して、改めて理事会による承認及び評議員会への報告手続きがなされていないので、適正な運営を行うよう改善が必要である。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

平成 27(2015)年 4 月の学校教育法の改正を受けて、学長のリーダーシップや教授会の役割の明確化を意図して組織の見直しを図るとともに学則をはじめとする内部規則の総点検

を行い、関連規則の改正を行っている。また、教授会の役割を明確にするため、「全学教授会」「学部教授会」に加えて「学科会議」も教授会に準じる位置付けとし、「北海道科学大学教授会規程」「北海道科学大学教授会規程細則」を改正し、審議事項の仕分けを行っている。

学長のリーダーシップを適切に発揮するために、業務執行を補佐する役割として副学長を置き、学長の諮問機関であった「評議会」を廃止して副学長、センター長を主なメンバーとする「企画運営会議」を設置している。また、学長は、「全学教授会」「研究科委員会」「企画運営会議」「全学連絡調整会議」の議長を務めており、適切なリーダーシップを発揮している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

学校法人は、法令に基づき理事会・評議員会を運営している。また、設置している各校の連携を密とするため、常任理事会、「運営協議会」を設置し、十分な意思疎通のもとに管理部門と教学部門間の連携を図っている。

監事の選任及び職務については、寄附行為及び「学校法人北海道科学大学監事監査規程」に定め、監事は理事会などに出席し、財務状況及び監査報告を行うなど業務を適切に執行している。

理事長は理事会をまとめ、諮問機関の「運営協議会」を主宰し、法人の経営に適切なリーダーシップを発揮している。また、教職員で構成する各種ワーキング・グループを設置するなどボトムアップの提案をくみ上げる仕組みを構築している。大学においては、各センター・委員会から提案された諸施策を学長のリーダーシップのもと決定している。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

「学校法人北海道科学大学理事会業務委任規程」「学校法人北海道科学大学法人本部業務委任規程」に基づき、常任理事会、理事長、学長、校長及び法人本部の各部署へ権限を適切に委任している。また、「学校法人北海道科学大学法人本部事務組織・分掌規程」「北海道科学大学事務局組織規程」に基づき、事務業務を処理するための事務組織を編制し、事務分掌により適切な業務の分担と必要な職員を配置している。

職員の資質・能力向上を図るため、学内研修として全教職員対象の「全学 FD 研修会」、職員対象の「月例研修会」、係長職・課長職に対する外部講師による集合研修などを実施している。学外研修としては、日本私立大学協会や日本私立短期大学協会などが実施する各種の研修会に職員を積極的に参加させ、研修に参加した職員による報告会を定期的を開催し、研修内容を他の職員にフィードバックするなどして職員全体の資質向上に努めている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

法人創立 100 周年に向けたブランドビジョンを達成するための中長期目標を設定し、平成 27(2015)年度から平成 31(2019)年度までの 5 か年で実現すべき「学校法人北海道科学大学中期事業計画」が進行中である。その中で数値目標、収支予測を掲げた財務計画を策定している。

財政状況は、大学の帰属収支差額はプラスを維持している。法人全体の繰越消費収支差額は「教学体制の再構築並びにキャンパス再整備計画」の事業開始によりマイナスとなり、事業実施のため財源としての借入金も発生しているが、第 2 号基本金、第 3 号基本金の計画的組入れも行っており財政基盤は良好な状況が保たれている。

外部資金の受入れの取組みは、「地域連携推進センター」に学内外に対応する窓口を設け、科学研究費助成事業の採択率向上のため相談窓口を開設するなどの努力がなされている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

予算執行上の決裁権限委任基準により、大学において事務局長、学長、理事長承認を得

ることが必要な金額を定め実施している。会計処理については、学校法人会計基準に準拠して行っており、会計処理上での問題点が生じた場合は、随時、公認会計士に確認し、適切な会計処理を行っている。

監査については、監事による監査、公認会計士による監査、内部監査室による監査から成る三様監査体制が整備されており、監査が適切に行われている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

大学の使命及び目的を果たすために、教育研究活動などについて自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することを学則に定めている。

平成 19(2007)年度に「自己点検・評価委員会」の規則改正を行い、3年ごとに「自己点検・評価報告書」を作成・公表すること、6年ごとに自己点検・評価結果について認証評価機関による評価を受けることを決定した。

平成 20(2008)年度に日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受けて以来、同機構の基準に準拠した項目に関して自己点検・評価を毎年実施し、その結果を「自己点検・評価年次報告書」にまとめ、「自己点検・評価報告書」として公表している。

平成 26(2014)年度には、「外部評価委員会」を設置し、教育研究・大学運営の改善に努めるため、大学の諸活動の評価に対して定期的に助言を受ける体制を整えている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

大学の「自己点検・評価報告書」は、日本高等教育評価機構の定める基準にのっとり、エビデンスに基づいて作成している。

現状把握のための十分な調査及びデータの収集と分析が行われる体制が整備され、エビデンスに基づく各授業の実施方法や成績評価の改善に取り組んでいる。また、大学IR(Institutional Research)コンソーシアムに加入し、IR コンソーシアムを利用した学生の達成度評価や独自の教育目標達成状況調査をする体制を整えている。

「自己点検・評価報告書」及び日本高等教育評価機構の評価結果などについてはホームページに掲載し、学内外に公表している。また、報告書で指摘された事項については、「自己点検評価レポート」としてまとめ、課題の学内共有を図っている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

平成 20(2008)年度に認証評価を受けた際に作成した「自己評価報告書」及び関連資料は全職員に配付し、教育研究活動の改善を推進するための基礎資料として活用している。

各部署からの改善方策の実施状況報告や提言などを集約した「自己点検評価レポート」を作成し、これをもとに毎年、自己点検・評価を実施し、「自己点検・評価委員会」が当該年度の年次報告書を作成することにより機関内及び機関相互の「Double PDCA サイクル」を回す仕組みが確立している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会連携

A-1 学術研究の実施状況

- A-1-① 研究環境の整備
- A-1-② 研究成果の公開
- A-1-③ 研究成果の評価
- A-1-④ 研究成果向上のための継続的活動の記録

A-2 研究成果の普及及び実用性

- A-2-① 研究成果の市民向け発信（公開講座・技術移転イベント）
- A-2-② 研究成果の社会貢献
- A-2-③ 研究成果の普及・実用化
- A-2-④ 研究成果の普及のための継続的活動の記録

A-3 社会連携・国際交流

A-3-① 大学施設の開放

A-3-② 他大学との連携、高等学校との連携・総合学習への協力、青少年に対する科学教育への貢献

A-3-③ 地域連携・交流

A-3-④ 国際交流

A-3-⑤ 社会連携・国際交流の推進のための継続的活動

【概評】

寒冷地という大学の立地と教育研究の特色を生かして、社会連携のために組織横断的に研究を行うための4研究所を設立し、「積雪寒冷地における環境エネルギーシステムの確立」などの研究を推進している。また、外部からの競争的資金の獲得、受託研究の受入れ、地域自治体等の公的機関との連携により研究促進を図るとともに、学内に競争的研究費制度を設けて研究の活性化に取り組んでいる。

大学の教育・研究成果を、地元を中心とした社会へ還元すべく、広く社会人を対象とした公開講座等の生涯教育を継続的に北海道や東北地区で実施している。また、産学連携・技術移転イベントへ参加して、研究成果を積極的に出展しており、実用化につながった研究例もある。

大学のキャンパスや施設を地域社会へ積極的に開放している。市営バスの待合所を校舎と一体化しており、また体育館は札幌市の基幹避難場所に指定されており、図書館の学外者や卒業生への開放も定着している。

他大学との連携については「さっぽろ大学連携ネットワーク会議」等に参画し、連携企画に取り組むとともに、他大学との連携協定に基づく教職員交流なども行われており、教職員の能力向上の機会の拡大にもつながっている。地域の小・中学校や高等学校とも教育連携を積極的に行っている。

大学が立地する地域社会とさまざまな面で連携協力体制を築き、地域振興に貢献し地元根差した大学を目指している。研究委託、調査、講演・セミナー、防災協定の締結、周辺町内会との情報交換、学生のボランティア活動等、多岐にわたる活動を行っている。

国際面ではフィンランドのオウル総合科学大学と交換留学制度を設けて相互に学生を派遣するほか、教員の訪問も実施している。

北海道科学大学